

人権の尊重される社会の実現に向けて

“一人ひとりが、人間らしく生きていく権利を持っています。”
“一人ひとりが、幸福をめざす権利を持っています。”

——1948年12月10日の国連総会において採択された「世界人権宣言」では、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたっています。

21世紀は「人権の世紀」といわれており、今回で58回目となる人権週間を機会に、「自分の人権が守られているか」「他の人の人権が侵害されていないか」など、一人ひとりが身近なことから「人権」について考え、生活や活動の中でお互いを尊重し合い、様々な人権問題の解決に向けて主体的に取り組み、すべての人々がかけがえのない存在として尊重される社会を築きましょう。

☆人権侵害の原因となる「身元調査」等を拒否しましょう。

結婚は両性の合意のみに基づいて行われるべきものであり、また、就職は本人の能力・適性によって採否が決定されるべきものです。様々な差別につながる身元調査や聞き合わせを行わないとともに、これに応じないようにしましょう。

☆同和問題の解決を阻害する「えせ同和行為」を排除しましょう。

同和問題を口実にして、不当な利益や義務のないことを要求する「えせ同和行為」に対しては、最初いきなりとした対応で臨み、相手に付け入るすきを与えないことが肝要です。

「買わないと差別だ」などという高額な同和関係図書などの不当な購入強要に対しては、きっぱりと断りましょう。

☆インターネット上の差別書き込み等を根絶しましょう。

インターネット上の電子掲示板への人権を侵害する内容の書き込みや差別文書等は、新たな差別意識や偏見を生み、人権を踏みにじるもので、決して許されるものではありません。

一人ひとりが情報モラルを守り、インターネットを正しく利用するなど、差別書き込み等の根絶に向けて取り組んでいきましょう。

パスポートの申請・受取は、鏡野町役場本庁町民課で！

平成18年10月2日(月)から、パスポート窓口が県から市町村に変わりました。**鏡野町に住民登録のある方は、本庁町民課の窓口でパスポートの申請、受取を行っていただくことができます。**

申請の受付及び受取の時間等は下記のとおりです。パスポートの申請から受取までには土曜、日曜日、祝祭日を除いて**8日～9日間**かかります。

パスポート窓口の受付時間等

(1) 申請の受付・受取

月曜～金曜 午前9時～午後5時(延長窓口業務時間は取り扱っていません。)

※土曜・日曜・祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)は受付できません。

(2) 取扱窓口・問い合わせ先

鏡野町役場町民課(各振興センターでは取り扱っていません。)

電話 0868-54-2984

※鏡野町にお住まいで、住民登録は他の市町村にある方は、鏡野町の窓口でパスポートの申請、受取をすることはできません。また、海外で親族が災害に遭われた等の理由で至急にパスポートが必要になった場合の申請は、引き続き県での取扱いとなりますので、県パスポートセンター(電話：086-256-1000)にお尋ね下さい。



写真付き住基カードをご利用ください

運転免許証などと同様に公的証明書として利用できます。

こんな時に便利、公的な証明書としての活用例

- 郵便貯金・銀行口座の新規開設のとき
- 携帯電話・クレジットカード等の契約のとき
- 利子・配当・償還金の受け取りのとき
- 簡易生命保険の加入、保険金の受け取りのとき
- 書留郵便等の受け取りのとき
- 戸籍の届出のとき
- パスポートの申請のとき
- 献血をするとき
- ゴルフ場利用税の非課税の証明のとき
- 身障者などの小額預金利子所得非課税の申請のとき
- 行政機関の個人情報開示請求のとき

※「住基カード」は鏡野町役場町民課で作れますが、発行まで2週間ほど日数がかかります。



お問い合わせ 鏡野町役場町民課 ☎0868-54-2984